

令和 5 年 2 月定期総会
自治功労被表彰者名簿



令和 5 年 2 月 17 日
鳥取県町村議会議長会

鳥取県町村議会議長会 自治功労者表彰式次第

1 開式の辞

2 本会表彰状並びに記念品授与

- (1) 町村議會議員として25年以上在職し、特に功労のあった者
- (2) 町村議會議員として21年以上在職し、特に功労のあった者
- (3) 町村議會議員として13年以上在職し、功労のあった者
- (4) 第30回鳥取県町村議会広報コンクール表彰

3 全国町村議会議長会表彰状並びに記念品の伝達

- (1) 町村議會議長として7年以上在職し功労のあった者
- (2) 町村議會議員として27年以上在職し功労のあった者
- (3) 町村議會議員として15年以上在職し功労のあった者
- (4) 町村議會議員として議会の運営及び地域の振興発展に特に顕著なる功労のあった者
- (5) 第37回町村議会広報全国コンクール表彰

4 会長式辞

5 来賓祝辞

鳥取県知事	平井伸治	様
鳥取県議會議長	内田博長	様
鳥取県町村会会长	宮脇正道	様

6 受賞者代表謝辞

7 閉式の辞

鳥取県町村議会議長会表彰（令和5年2月17日表彰）並びに
第30回鳥取県町村議会広報コンクール表彰

（1）町村議会議員として25年以上在職し、特に功労のあった者（1名）

表 彰 状

あなたは二十五年以上の永きに亘り町村議会議員として
在職せられ地方自治の振興発展に寄与された功績は
まことに多大であります
よって記念品を贈りこれを表彰します

令和5年2月17日

鳥取県町村議会議長会 会長 谷 口 雅 人 団

岩美郡岩美町議会 議長 足立義明

(2) 町村議会議員として21年以上在職し、特に功労のあった者（3名）

表 彰 状

あなたは二十一年以上の永きに亘り町村議会議員として
在職せられ地方自治の振興発展に寄与された功績は
まことに多大であります
よって記念品を贈りこれを表彰します

令和5年2月17日

鳥取県町村議会議長会 会長 谷口雅人

東伯郡湯梨浜町議会	議 員	光 井 哲 治
東伯郡湯梨浜町議会	元議員	入 江 誠
東伯郡琴浦町議会	議 員	小 棕 正 和

(3) 町村議会議員として13年以上在職し、功労のあった者（6名）

表 彰 状

あなたは多年議会議員として在職せられ地方自治の振興発展に尽された功績はまことに多大であります
よって記念品を贈り表彰します

令和5年2月17日

鳥取県町村議會議長会 会長 谷口雅人

八頭郡八頭町議会	議員	栄田秀之
西伯郡大山町議会	議長	米本隆記
西伯郡大山町議会	議員	杉谷洋一
西伯郡大山町議会	議員	大森正治
西伯郡伯耆町議会	議長	勝部俊徳
西伯郡伯耆町議会	議員	渡部勇

(4) 第30回鳥取県町村議会広報コンクール表彰（6団体）

表 彰 状

貴議会広報紙（第 号）は第三十回鳥取県町村議会
広報コンクールにおいて頭書の成績をおさめられました
よってここにこれを表彰します

令和5年2月17日

鳥取県町村議会議長会 会長 谷口雅人 団

[作品賞]

最優秀賞	議会だよりだいせん（第69号）	大山町議会
優秀賞	智頭議会だより（第158号）	智頭町議会
優秀賞	議会だより北栄（第62号）	北栄町議会
佳作	ことうら議会だより（第73号）	琴浦町議会
努力賞	八頭町議会だより（第68号）	八頭町議会

[部門賞]

最優秀写真賞	議会ひえづ（第167号）	日吉津村議会
--------	--------------	--------

全国町村議会議長会表彰（令和5年2月8日表彰、2月17日伝達）

（1）町村議会議長として7年以上在職し功労のあった者（1名）

表 彰 状

あなたは町村議会議長として多年にわたり地域の
振興発展に寄与貢献せられた功績はまことに多大
であります
よってここにこれを表彰します

令和5年2月8日

全国町村議会議長会 会長 南雲 正 団

日野郡日野町議会 議長 小谷博徳

(2) 町村議会議員として27年以上在職し功労のあった者（5名）

表 彰 状

あなたは町村議会議員として永年にわたり地域の振興
発展及び住民福祉の向上に尽された功績はまことに
顕著であります
よってここにこれを表彰します

令和5年2月8日

全国町村議會議長会 会長 南雲正四

八頭郡八頭町議会	議員	川西聰
西伯郡日吉津村議会	議長	山路有
西伯郡日吉津村議会	議員	橋井満義
西伯郡大山町議会	議員	岡田聰
西伯郡南部町議会	議員	亀尾共三

(3) 町村議会議員として15年以上在職し功労のあった者（1名）

表 彰 状

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の
振興発展に寄与せられたその功績はまことに顕著
であります
よってここにこれを表彰します

令和5年2月8日

全国町村議会議長会 会長 南雲 正 国

西伯郡日吉津村議会 副議長 松田 悅郎

(4) 町村議会議員として議会の運営及び地域の振興発展に特に顕著なる功労のあった者（1名）

表 彰 状

あなたは町村議会議員として議会の運営及び地域の振興発展に貢献せられた功績は特に顕著であります
よってここにこれを表彰します

令和5年2月8日

全国町村議会議長会 会長 南雲正四郎

鳥取県町村議会議長会 前会長 小椋正和

(5) 第37回町村議会広報全国コンクール表彰（1団体）

表 彰 状

貴議会広報紙は第三十七回町村議会広報全国コンクールにおいて頭書の成績をおさめられましたよってここにこれを表彰します

令和5年2月8日

全国町村議会議長会 会長 南雲正四郎

優 良 賞 議会だよりだいせん（第69号） 大山町議会

鳥取県町村議会議長会表彰規程

第1条 本会はこの規程の定めるところにより、次の各号の一に該当するものを表彰する。

- (1) 町村議会議長として6年以上在職し、功労のあった者。
- (2) 町村議会議長として10年以上在職し、特に功労のあった者。
- (3) 町村議会議員として13年以上在職し、功労のあった者。
- (4) 町村議会議員として21年以上在職し、特に功労のあった者。
- (5) 町村議会議員として25年以上在職し、特に功労のあった者。
- (6) 町村議会事務局長として在職7年以上及び10年以上にして功労のあった者。
- (7) 町村議会職員として在職7年以上及び10年以上にして功労のあった者。
- (8) 系統町村議会議長会事務局長として在職7年以上及び15年以上にして功労のあった者。
- (9) 系統町村議会議員として在職20年以上及び30年以上にして功労のあった者。
- (10) 前各号の規定にかかわらず、町村議会議員又は町村議会職員並びに系統町村議会議長会職員として、その功労特に顕著なる者。

第2条 表彰は、理事会の詮衡を経て会長がこれを決定し、毎年1回定期総会において、これを行なう。ただし、必要に応じ臨時に表彰することができる。

第3条 表彰は、賞状及び記念品を贈呈する。

第4条 被表彰者は、本会備え付の台帳に登録し、永くこれを保存する。

附 則

この規程は、平成4年12月8日から施行する。

鳥取県町村議会議長会表彰に関する内規

鳥取県町村議会議長会表彰規程に基づく職員の表彰のほか、長期在職の臨時職員等について下記により表彰するものとする。

(表彰の対象)

第1条 町村議会職員（嘱託職員・非常勤職員・臨時職員）として10年以上勤務し、議会運営に寄与貢献し、その功労が特に顕著な者に対しては、特別に表彰することができる。

(推せん方法)

第2条 町村議會議長は、前条に該当する者があるときは、別紙推せん書（様式1）により会長に推せんする。

(表彰の時期)

第3条 表彰は理事会の詮衡を経て会長がこれを決定し、必要に応じ、隨時これを行う。

(表彰)

第4条 表彰は、賞状を贈呈する。

(台帳への登録)

第5条 被表彰者は、本会備え付の台帳に登録し、永くこれを保存する。

附 則

この内規は、平成20年5月16日から施行する。

全国町村議会議長会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、町村議會議員及び町村議会並びにその関係者が、議会活動等を通じ地方自治の進展のために大きな役割を果たしていることを高く評価し、本会として表彰をもってその功労に報いることを目的とする。

(町村議會議員表彰)

第2条 次の各号の一に該当する町村議會議員に対して、都道府県町村議会議長会の会長の推薦に基づき表彰する。

- (1) 都道府県町村議会議長会長として3年以上在職し功労のあった者。
- (2) 町村議會議長として7年以上在職し功労のあった者。
- (3) 町村議會議員として50年以上在職し功労のあった者(名誉町村議會議員と称する。)。
- (4) 町村議會議員として15年以上及び27年以上在職し功労のあった者。
- (5) 町村議會議員として議会の運営及び地域の振興発展に特に顕著なる功労のあった者。

(系統町村議会議長会事務局職員表彰)

第3条 次の各号の一に該当する系統町村議会議長会事務局職員に対して、都道府県町村議会議長会の会長の推薦に基づき表彰する。

- (1) 系統町村議会議長会の事務局長として10年以上在職し功労のあった者。
- (2) 系統町村議会議長会の事務局職員として15年以上在職し功労のあった者。

(町村議会事務局職員表彰)

第4条 次の各号の一に該当する町村議会事務局職員に対して、都道府県町村議会議長会の会長の推薦に基づき表彰する。

- (1) 町村議会の事務局長として10年以上在職し功労のあった者。
- (2) 町村議会の事務局職員として15年以上在職し功労のあった者。

(町村議会表彰)

第5条 町村議会として他の範とするに足ると認められる団体に対して、都道府県町村議会議長会の会長からの推薦に基づき、全国町村議会議長会に設置する表彰審査会で審査し、表彰する。

(町村議会広報表彰)

第5条の2 町村議会広報として優秀と認められる作品を編集した団体に対して、全国町

村議会議長会に設置する広報審査会で審査し、表彰する。

(表彰の実施)

第6条 表彰は、理事会において決定し、毎年定期総会において行う。ただし、必要に応じ臨時に表彰することができる。

(表彰の方法)

第7条 表彰の方法は、表彰状を用い、第2条、第5条及び第5条の2の規定による表彰には記念品を添える。

(表彰台帳への記録)

第8条 表彰を受けたものは、表彰台帳に記録する。

(補則)

第9条 この規程に定めるものほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 全国町村議会議長会表彰規程(昭和25年7月6日施行)は廃止する。

3 全国町村議会議長会名誉町村議會議員顕彰規程(平成14年10月24日施行)は廃止する。

附 則

この規程は、平成25年5月14日から施行する。

全国町村議会議長会表彰規程施行細則

平成19年 7月23日施行
平成23年10月18日一部改正
平成25年 5月14日一部改正

全国町村議会議長会表彰規程に基づく表彰の取扱いは、下記による。

(在職期間)

- 1 在職期間を要する表彰は、定期総会開催日前日を基準日とし、当月内に1日以上在職により1月として計算する。

(表彰の対象)

- 2 本規程による表彰は、第5条及び第5条の2に規定する町村議会表彰を除き、重ねて同一の表彰を受けることはできない。
- 3 本規程第2条第4号のうち、議員27年以上在職表彰については、旧表彰規程（昭和25年7月6日施行）により、既に議員30年以上在職表彰を受けた者は、当該表彰の対象外とする。
- 4 本規程第3条及び第4条において事務局長として10年以上在職により表彰を受けた者は、事務局職員として15年以上在職表彰の対象外とする。

(町村議会議員として議会の運営及び地域の振興発展に特に顕著なる功労のあった者の推薦)

- 5 本規程第2条第5号に係る各都道府県の推薦者数は、原則2人以内とする。

(町村議会特別表彰)

- 6 本規程第5条の表彰町村議会については、表彰審査会の選考に基づき、特に顕著な事績があると認められる団体を特別に表彰することができる。

(町村議会広報表彰)

- 7 本規程第5条の2の表彰町村議会については、毎年度、町村議会広報全国コンクールを開催し、広報審査会の選考に基づき、入選作品を編集した団体を表彰する。

(表彰記念品)

- 8 表彰記念品は記章とする。ただし、本規程第2条第3号、第5条及び第5条の2については、会長が別に定める。なお、本規程第2条第1号、第2号及び第4号による記章については、各都道府県町村議会議長会からの推薦に基づき、定期総会前（表彰対象期間に満たない場合は、同期間を満たした時）に表彰対象年数を満たした者へ贈呈すること

とができる。

(その他)

- 9 本規程第2条第3号については、本会役員室に写真を掲額する。
- 10 本規程第5条において表彰された町村議会の事績については、速やかに本会ホームページ及び雑誌「地方議会人」に掲載する。
- 11 本規程第5条の2において表彰された町村議会の広報紙については、広報審査委員の講評を添えて、速やかに本会ホームページ及び雑誌「地方議会人」に掲載する。